



第	第
送	送
月	月
日	日

従来歳末、降リカフエー、喫茶者、ホテル、  
 カンスホール又ハ興行場等ニ対レテ特ニ  
 其ノ営業者ハ興行時間ノ延長又ハ特  
 殊催物ヲ認許シ来リタル向ニレテ十  
 二月二十五日 大正天皇祭當日モタリ  
 スマス或ハ歳末等、名ヲ藉リ同相ノ

取扱ヲ為レ来レレルコトモ往々有之標被  
 存候霞斯ノ如キハ<sup>特殊ノ行事</sup>祭事ノ敬虔ノ念ヲ以テ  
 奉祀スベキ臣子ノ本分ニモ副ハサルモノト  
 被認ヲ以テ爾今當日斯ノ如キ<sup>祭事日ニ當リテ</sup>特例ヲ認ムル  
 カ如キニト爲之標被ス



大正天皇祭ニ關スル陳情書

謹ミテ惟ルニ 大正天皇崩御アラセラレテ既ニ十有  
一年 某等 天皇御祭日ヲ迎フル毎ニ追慕ノ  
情惟レ新ニ感激ノ浪滂沱タラズンバアラズ  
然ルニ此ノ日恰モ耶蘇降誕ノ節ニ當レル、故ヲ以テ民  
衆ノ一部ハ國家ノ大祭日タルヲ忘レテ誤ツテ享樂  
ノ節會ト爲シ旅館或ハ飲場等ニ於イテ日夜亂  
舞シ其ノ狂態言語ニ絶スルモノアリ 臣子ノ衷情  
誰レカ激切隕越ノ至ニ堪ヘンヤ  
伏シテ請フ自今狂舞ヲ禁止シ以テ國家ノ大祭  
日タル所以ヲ徹底セシメ以テ臣子ノ至情ヲ致サ  
シムラレンコトヲ 茲ニ某等連署謹ミテ意見

ヲ陳ブルコト爾リ

昭和十一年十二月一日

東洋大学之長 藤村 仰

智山専門学校之長 有月井 親海

早稲田大学 言語部 教授 川田 臨 穂

國學院大学教授 植木直一 郎

國學院大学教授 坂口秀雄

全 新田 豊

國學院大学教授 尾花 隆治 郎

立教大学 海師 今 宗 忠 義

法政大学 講師 坂井 正 司

皇典講究所 講師 中野 佐 栞

國學院大學圖書館長 進藤讓

國學院大學教授 齋藤清太郎

國學院大學教授 澤大防少平

陸軍教授 尾川敬二

東京慈惠會醫科大學教授 久米慶

智山專門學校 中島榮知

山二 多利之

日 上 芙蓉良順

明治學院教授 鬼島成春

國學院大學教授 岡孝用

駿河大學教授 古田信文

明治學院講師

佐久間 謙

明治大出子教授  
駿台高等預備校長  
山崎壽春

東京帝國大學教授  
市村濟次郎

山根錦一

明治大學講師  
山根聖

慶應義塾高等科教授  
方川三

智山專門學校講師  
志田不動

智山專門學校教授  
若木快信

國士館專門學校教授  
相良政雄

國士館專門學校教授  
柴田玉宗

國士館專門學校  
平塚英雄

國士館專門學校講師  
大貝甚三郎

國學院大學教授  
西角井公慶

國學院大學教授 武田祐五

早稻田大學教授 熊本謙二郎

女子學院大學教授 尾崎士郎

東京女子師範大學教授 今井持郎

國學院大學講師 大塚承一

慶應義塾大學教授 折口信夫

内務大臣

潮 惠之助 殿

智山専門學校教授 國士館專門學校講師 小柴 值一



議會



# 要文請文

我が皇國日本は現人神にまします 天  
 處にして萬民赤子は天御心を體して皇威を  
 めんことを冀ひ 日夜その本務に精勵し以  
 御恩澤に報ひ奉ること此れ我が國體の精華  
 卓越せる所以なりと確信す 而して畏く

神祇ヲ崇じ祭祀ヲ重ニスルハ皇國ノ

基本ナリ

の御詔に明かなる如く 皇國の大典は國民  
 の念を以て奉祀し 萬民伏してその御聖  
 奉るべきなり

先帝大正天皇祭は十月二十五日にして偶々ク  
 の慣例にて國際行事の旨と同トラス 我が國民の  
 此の機を以て街頭にまでクリスマスと悪用して  
 事と敢てし 大正天皇祭を輕視するの感あるは  
 と有恥するの甚しきものにして 断じて許容すべ

國憲の許す處としてクリスマスと教信者が宗教的方  
 祝祭を行ふは諒とするも クリスト教信者に非ざ  
 此處に及ぼし 或は近時流行のカフェー 料理店  
 等の類が之を濫用して風俗を紊し酒食を糜

文

神にまします 天白皇の統治し給ふ  
御心を體して皇威を四海に治からし  
その本務に精勵し以て皇祖皇宗の  
こと此我が國體の精華にして 萬邦に  
確信す 而して 畏くも  
此ヲ重ニスルハ皇國ノ大典ニシテ政教

皇國の大典は國民崇りて敬虔  
萬民伏してその御聖徳を一のび

正月二十五日にして偶々クリスマスなる泰西  
日と同トラス 我が國民の一部青年女子は  
クリスマスと悪用して醜態に等しき行  
為を輕視するの感あるは我が皇道精神  
の以て斷じて許容すべきに非ず 我が  
キリスト教信者が宗教的立場より年度の  
流行のカフェー 料理店 ガンスホール  
風浴を系し酒食を強要するの暴挙



のりて断じて許容すべきに非ず我が  
キリスト教信者が宗教的立場より年度の  
もキリスト教信者に非ざる國民を誘ひて  
流行のカフェ料理店ダンスホール  
風俗を紊し酒食を強要するの暴挙  
非國民的行為なりと断せざるを得ず  
思想國難の秋に當り政府が曩に  
の實踐的行動の一として政教の  
まら見地よりクリスマス祭の度を越  
為と嚴重取締られんことを要望  
息を擲し以て之が取締の徹底に  
て要請す

月二十一日

新日本國民同盟

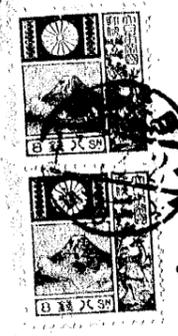
東京府支部協議會



又支閣下

省 及 受 付 日 月 合 議 局 號 及 第 第 第 第 第 第

送 受 送 受 送 受 送 受 送 受 送 受  
 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月  
 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日



東京市 内務大臣 内務省  
 潮 惠之助 殿  
 親展 書留  
 長番985

東京市目黒区三谷町九五  
 小柴 値一

新願却下案

持込

第 第

宮崎縣南郷町細田村大字  
 下方四千五百五十九番地

規格 B5 (石川納)

めくれず